

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 2 年 1 1 月に実施した監査（一部 1 0 月に実施したものを含む。）の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

岐阜県監査委員	伊 藤 秀 光
岐阜県監査委員	高 殿 尚
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和元年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局 211 機関のうち 35 機関
 教育委員会 98 機関のうち、19 機関
 公安委員会 59 機関のうち、5 機関
 その他(上記以外) 13 機関のうち、3 機関 計 381 機関のうち、62 機関 (表1参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症対応のため、実地監査の一部はオンラインにより実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり23機関において22件の指摘事項、13件の指導事項が見受けられたので、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日(方法)
1	総務部	岐阜県税事務所	11月18日	実地	—	—	—	10月6日(実地)
2		西濃県税事務所	11月16日	実地	—	—	—	10月5日(実地)
3	環境生活部	高山陣屋管理事務所	11月13日	実地	—	—	—	9月4日(実地)
4	健康福祉部	岐阜保健所	11月27日	書面	2	—	—	9月29日(書面)
5		岐阜保健所 本巣・山県センター	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
6		西濃保健所	11月27日	書面	—	—	—	9月28日(書面)
7		西濃保健所 揖斐センター	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
8		関保健所 郡上センター	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
9		東濃保健所	11月10日	実地	—	1	—	9月9日(書面)
10		恵那保健所	11月10日	実地	—	—	—	9月29日(書面)
11		飛驒食肉衛生検査所	11月12日	実地	—	—	—	9月10日(実地)
12		西濃子ども相談センター	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
13		中濃子ども相談センター	11月27日	書面	1	—	—	9月10日(書面)
14		飛驒子ども相談センター	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)

15	商工労働部	岐阜県障がい者総合就労センター	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
16		岐阜県障がい者職業能力開発校	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
17		生活技術研究所	11月12日	実地	—	—	—	9月14日(実地)
18	農政部	東濃農林事務所	11月10日	実地	1	1	—	6月11日~12日(実地)
19		恵那農林事務所	11月20日	実地	2	—	—	10月5日~6日(実地)
20		下呂農林事務所	11月4日	実地	—	—	—	8月27日~28日(実地)
21		病虫害防除所	10月14日	実地	1	—	—	9月23日(実地)
22	林政部	ぎふ木遊館	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
23	県土整備部	岐阜土木事務所	11月18日	実地	3	1	—	10月15日~16日(実地)
24		大垣土木事務所	11月16日	実地	2	2	—	10月12日~13日(実地)
25		揖斐土木事務所	11月6日	実地	—	—	—	10月8日~9日(実地)
26		下呂土木事務所	11月5日	実地	—	—	—	8月20日~21日(実地)
27		高山土木事務所	11月25日	実地	1	—	—	10月26日~27日(実地)
28		東海環状自動車道事務所	11月16日	実地	—	—	—	10月12日~13日(実地)
29		宮川上流河川開発工事事務所	11月25日	実地	—	—	—	10月26日~27日(実地)
30	都市建築部	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	11月18日	実地	—	—	—	10月15日~16日(実地)
31		岐阜・西濃建築事務所	11月16日	実地	—	—	—	10月12日~13日(実地)
32		飛驒建築事務所	11月25日	実地	—	—	—	10月26日~27日(実地)
33	県事務所	西濃県事務所	11月16日	実地	—	1	—	10月5日(実地)
34		恵那県事務所	11月19日	実地	—	—	—	9月18日(実地)
35		飛驒県事務所	11月26日	実地	—	1	—	9月3日(実地)
36	教育委員会	西濃教育事務所	11月27日	書面	—	2	—	10月7日(実地)
37		美濃教育事務所	11月27日	書面	1	—	—	9月30日(実地)
38		大垣商業高等学校	11月9日	実地	—	—	—	10月2日(実地)
39		八百津高等学校	11月11日	実地	—	—	—	10月2日(実地)
40		東濃実業高等学校	11月11日	実地	—	—	—	10月2日(実地)
41		恵那南高等学校	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
42		恵那農業高等学校	11月19日	実地	—	1	—	9月17日(実地)
43		益田清風高等学校	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
44		斐太高等学校	11月13日	実地	—	—	—	10月8日(実地)
45		飛驒高山高等学校	11月25日	実地	2	—	—	10月16日(実地)
46		高山工業高等学校	11月13日	実地	—	—	—	10月9日(実地)
47		飛驒神岡高等学校	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
48		揖斐特別支援学校	11月27日	書面	1	—	—	9月10日(書面)
49		大垣特別支援学校	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
50		西濃高等特別支援学校	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
51		海津特別支援学校	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
52		下呂特別支援学校	11月30日	オンライン	—	1	—	8月27日(書面)
53		飛驒特別支援学校	11月30日	オンライン	1	1	—	10月14日(書面)
54		飛驒吉城特別支援学校	11月30日	オンライン	—	1	—	10月15日(書面)
55	公安委員会	海津警察署	11月27日	書面	1	—	—	9月10日(書面)
56		揖斐警察署	11月27日	書面	1	—	—	9月10日(書面)
57		北方警察署	11月6日	実地	1	—	—	9月28日(実地)
58		郡上警察署	11月27日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
59		下呂警察署	11月4日	実地	1	—	—	8月28日(実地)
60	その他	選挙管理委員会西濃地方事務局	11月16日	実地	—	—	—	10月5日(実地)

61		選挙管理委員会恵那地方事務局	11月19日	実地	—	—	—	9月18日(実地)
62		選挙管理委員会飛驒地方事務局	11月26日	実地	—	—	—	9月3日(実地)
計	指摘事項等のあった機関数： 23 機関				22件	13件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機 関 名	区 分	内 容
岐阜保健所	指摘事項	旅費の支出事務において、職員は旅費システムに旅行命令入力を行った後、旅行命令の内容に誤りがあったことに気付き、新たな旅行命令入力を行った。その後、当初に入力した旅行命令について中止の処理を行わず、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、1件666円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として34,826円の費用負担が発生するとともに、修繕料254,991円(うち相手方負担分3,418円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
東濃保健所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料19,947円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
中濃子ども相談センター	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として332,226円の費用負担が発生するとともに、修繕料21,120円が支払われ、また、公用車が1台廃車(車両評価額277,000円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
東濃農林事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料22,000円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料77,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
恵那農林事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として217,162円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料74,153円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
病虫害防除所	指摘事項	県が借りている土地の賃貸借契約に係る支出事務において、消費税法(昭和63年法律第108号)では土地の貸付けに対して消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は非課税と規定されているにもかかわらず、消費税等1,320円を支出していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

岐阜土木事務所	指摘事項	市から受託した河川工事に係る収入事務において、受託金のうち契約締結時に支払を受けるべき額に対する納入通知書の発行が、特段の理由なく契約締結後7か月以上経過した後に行われていた。前年度も同様の事案で指摘したところであり、前年度の監査の結果に基づき講じることとした措置を着実に実施するなど、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	旅費の支出事務において、職員は旅費システムに復命入力した後、当初の旅行命令の内容に誤りがあったことに気付き、新たな旅行命令入力を行い、旅行命令権者から承認を受け、復命についても承認を受けた。その後、当初に入力した旅行命令について中止の処理を行わず、復命について承認を受けたことで、1件740円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の5件の交通事故について、損害賠償金として92,500円の費用負担が発生するとともに、修繕料821,727円（うち相手方負担分85,756円）が支払われ、また、公用車が1台廃車（評価額874,000円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料86,900円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
大垣土木事務所	指摘事項	旅費の支出事務において、職員は旅費システムに旅行命令入力をしていながらもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。そして、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、1件518円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として133,920円の費用負担が発生するとともに、修繕料127,349円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料134,200円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	物品の管理事務において、投光器1件（取得価格156,450円）を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
高山土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料198,341円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
西濃県事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料40,700円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

飛驒県事務所	指導事項	自動販売機の設置に係る電気料金の収入事務において、未納者に対する督促状を発行していなかったため、今後は適正に処理されたい。
西濃教育事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料29,700円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	所管する小学校の特殊勤務手当の支給事務において、勤務していない日について教育業務連絡指導手当を支給したことにより、1件200円が過払となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正な事務処理となるよう指導されたい。
美濃教育事務所	指摘事項	旅費の支出事務において、旅費システムに旅行命令入力をしていながらもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。その後、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、3件3,441円が過払となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
恵那農業高等学校	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたため、今後は適正に処理されたい。
飛驒高山高等学校	指摘事項	岐阜県英語力強化事業費補助金の交付事務において、補助対象者から補助金の交付の申請がされておらず、また、補助金の交付の決定及び額の確定の通知をしないまま補助金を交付していたため、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた3件の毀損事故について、前年度に指導したにもかかわらず、修繕料344,752円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
揖斐特別支援学校	指摘事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、前年度に指導したにもかかわらず、修繕料31,989円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
下呂特別支援学校	指導事項	下呂特別支援学校スクールバス運行管理業務委託に係る契約事務において、長期継続契約を締結している。長期継続契約では、各年度における予算の範囲内において給付を受けなければならないため、翌年度以降予算の減額等があった場合には契約を解除できる旨の条件を入札公告や契約書に付すべきところ、その旨の記載をせず、入札を執行し、契約が締結されていたため、今後は適正に処理されたい。

飛驒特別支援学校	指摘事項	旅費の支出事務において、職員は旅費システムに旅行命令入力をしていにもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。そして、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、1件814円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	自動車損害賠償責任保険契約に係る保険料の支出事務において、支出科目の細節を保険料とすべきところ役務費としていたので、今後は適正に処理されたい。
飛驒吉城特別支援学校	指導事項	飛驒吉城特別支援学校スクールバス運行管理業務委託に係る契約事務において、長期継続契約を締結している。長期継続契約では、各年度における予算の範囲内において給付を受けなければならないため、翌年度以降予算の減額等があった場合には契約を解除できる旨の条件を入札公告や契約書に付すべきところ、その旨の記載をせず、入札を執行し、契約が締結されていたので、今後は適正に処理されたい。
海津警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として167,806円の費用負担が発生するとともに、修繕料179,586円（うち相手方負担分114,514円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
揖斐警察署	指摘事項	公務中の4件の交通事故について、修繕料等として325,681円が支払われ、公用車が1台廃車（修繕料相当額1,560,614円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
北方警察署	指摘事項	公務中の4件の交通事故について、損害賠償金として644,068円の費用負担が発生するとともに、修繕料837,329円（うち相手方負担分151,061円）が支払われ、公用車が1台廃車（評価額105,000円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
下呂警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として16,500円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。